

摂津市公告第 21 号

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 6 及び摂津市財務規則(昭和 54 年摂津市規則第 14 号)第 81 条の規定に基づき、事後審査型制限付一般競争入札について次のとおり公告する。なお、この公告に掲げるもののほか、この入札に必要な事項については、「事後審査型制限付一般競争入札公告事項」による。

平成 28 年 7 月 14 日

摂津市長 森山一正

1 入札に付する事項

- (1) 案件番号 第 2 号
- (2) 工事名 柳田歩道橋修繕工事
- (3) 工事場所 摂津市学園町一丁目、香露園 地内
- (4) 工期 平成 28 年 8 月 16 日から
平成 29 年 1 月 20 日まで
- (5) 工事概要 舗装打換え工 165.3 m²
橋面防水工 165.3 m²
ひび割れ注入工 1 橋
断面修復工 1 橋
石灰除去工 0.2 m²
剥落防止工 130.1 m²
表面保護工 147.7 m²
橋梁塗替工 324.9 m²
伸縮装置取替工 10.0m
足場工 1 式
- (6) 予定価格 19,626,840 円(消費税及び地方消費税相当額を含む)
18,173,000 円(消費税及び地方消費税相当額を含まず)

2 入札に参加する者に必要な資格

本工事に係る入札に参加する資格は、平成 25~28 年度摂津市土木工事入札参加資格者名簿に登録された者で、次の要件を満たしていること。

- (1) 入札参加形態 単体
- (2) 工事の業種 土木一式工事
本市入札参加資格者名簿に第 1 希望又は第 2 希望を「土木」で登録していること。
- (3) 本市登録名簿の換算数値 「土木」換算数値 1,250 点未満(BCDEランク)
- (4) 建設業許可 特定建設業又は一般建設業許可
- (5) 営業所所在地 摂津市内に建設業法に基づく本社(本店)を有すること。
- (6) 配置技術者 主任技術者を配置できること。

3 入札の日程等

入札参加申請書交付期間 本公告日から

入札参加申請書ほか提出資料は、摂津市ホームページからダウンロードすること。

(1) 設計図書等の購入

購入期日 平成 28 年 7 月 15 日(金)から平成 28 年 8 月 2 日(火)まで

購入代金 下記の購入場所に問い合わせること

設計図書等購入申込書 市のホームページからダウンロードすること。

購入場所 (有)アメリカ堂 摂津市鳥飼中 2-3-9

電話 072-654-2155 FAX 072-654-6187

(2) 設計図書等に関する質問及び回答

質問の方法 質問書(様式第 10 号)を用いて財政課にファクシミリにより送信すること。

※様式第 10 号は更新されています。様式集より新しいものをご使用ください。

FAX 06-6319-1924

質問受付日時 平成 28 年 7 月 15 日(金)から平成 28 年 7 月 22 日(金)正午まで

回答日時及び方法 平成 28 年 7 月 29 日(金)

摂津市ホームページ・財政課窓口で閲覧

(3) 入札方法 郵便入札

入札書及び工事費内訳書は、摂津市ホームページからダウンロードすること。

(4) 入札書送付先 〒 566-8799

摂津市東正雀 19-1

日本郵便株式会社 摂津郵便局 留

注意:配達日指定郵便とし、簡易書留を利用してください。

(ポストに投函しないでください。郵便局の窓口にお出しください。)

(5) 配達指定日 平成 28 年 8 月 4 日(木)

(郵便入札の提出締切日は、平成 28 年 8 月 2 日(火)です。)

(6) 入札(開札)日時 平成 28 年 8 月 8 日(月) 午前 11 時

- (7) 入札(開札)場所 摂津市役所 西別館 2階 第7会議室(入札室)
- (8) 入札立会人 本公告日から平成28年8月4日(木)午後5時までに立会人申込書を財政課へファクシミリにより送信すること。(受信順に2名を選任)
FAX 06-6319-1924
- (9) 入札立会人選任通知日 平成28年8月5日(金)午前
(選任された入札立会人には電話で連絡します。)
- (10) 入札結果の公表 平成28年8月9日(火)午前 摂津市ホームページに掲載する。

4 入札保証金等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 必要(契約金額の10%以上)
- (3) 支払条件 前金払 有(契約金額の40%以内で、限度額は2億円とする。)

5 入札の中止

入札参加申請者が2者に満たない場合は、入札を中止する。

6 その他

- (1) 元請負人及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。
- (2) 元請負人及び下請負人等は、契約の履行に当たって暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入を受けた際には、市へ速やかに報告すること。
- (3) 下請負人等との契約締結に当たり、当該契約書には暴力団又は暴力団密接関係者との関わりが判明すれば契約を解除する等、暴力団の排除に関する条項を盛り込むこと。

7 問合せ先

摂津市 総務部 財政課 06-6383-1111、072-638-0007 内線(2218)